

第7波の中、2学期がスタートして3週間が過ぎました。なかなか収束しない感染症の影響により、色々なことが例年通りとはいかず、先生方も苦労されていることと思います。運動会、体育大会の練習や準備も大詰めですね。感染予防を心がけ、協力して頑張ってください！

コロナウイルスに感染された方へ ~共助会「病氣感謝料」給付~

共助会の「病氣感謝料」給付事由は、病氣または負傷により『連続した入院が10日以上るとき』『病氣の治療等により、3週間以上出勤できなかったとき』となっていました。

今回、コロナウイルス感染の状況に鑑み、『10日以上自宅・ホテル等の療養』も給付対象となりました(入院→自宅療養でも10日以上なら対象)。給付条件等、詳しくは事務職員までお尋ねください。

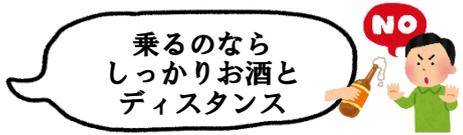
必要書類

- ・ 病氣感謝料請求書
共助会 HP よりダウンロード可能
- ・ 療養期間(自宅待機)証明書
保健所(医師、病院・自治体)等発行のもの



「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し」(R4.9.7付)により上記の特例は適用が解除されました。
9月7日以降に罹患された方は給付の対象外となります。

秋の全国交通安全運動 スタート!



今年も9月21日(水)から30日(金)までの10日間、『秋の全国交通安全運動』が実施されます。各学校ではこれまでに交通事故や交通規則違反について何度も研修が行われ、先生方もよくご存知のことと思いますが、改めて処分やその影響について確認しておきましょう。

懲戒処分の指針の標準例

- 1 飲酒運転
 - ・ 飲酒運転をした
 - ・ 飲酒運転であることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた
- 2 飲酒運転以外での交通事故
 - ・ 交通事故により人を死亡させた、交通事故を起こした
 - ・ 交通事故を起こして措置義務違反をした
- 3 交通法規違反
 - ・ 無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした



【懲戒処分に伴う給与上の影響：給与の支給等】

項目	戒告	減給	停職
毎月の給与	全額支給	減額支給	期間内は支給されない
昇給	処分後直近の昇給幅が抑制		処分後直近の昇給が停止
期末・勤勉手当	勤勉手当の減額		期末・勤勉手当の減額
退職手当	昇給幅の抑制や昇給しないことにより、 <u>退職時の級号給に影響がでる可能性</u>		停職期間は退職手当の期間から除算(2分の1)

【懲戒処分に伴う給与上の影響：損失額の試算】

	戒告	減給	停職	懲戒免職
30歳	約135万円	約270万円	約340万円	約1億8800万円

非常勤職員・
臨時的任用職員の方へ **共済組合 短期組合員になります**

令和4年10月から被用者保険の適用が拡大されることに伴い、非常勤職員（再任用短時間職員・任期付短時間職員等）で要件を満たす方は新たに共済組合に加入し、短期組合員となります。これまで「協会けんぽ」に加入されていた医療保険が短期給付に切り替わり、福祉事業と併せて受けられるようになります。

非常勤職員		令和4年9月まで	令和4年10月から
	健康保険	協会けんぽ	公立学校共済組合
	厚生年金	日本年金機構	日本年金機構

また、既に共済組合に加入している臨時的任用職員の方は、短期組合員になることで長期給付が適用外となり、日本年金機構（第1号厚生年金）の加入となります。

臨時的任用職員		令和4年9月まで	令和4年10月から
	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合
	厚生年金		日本年金機構

短期組合員では、短期掛金及び介護掛金（40歳以上65歳未満）が給与から控除され、厚生年金保険料は日本年金機構が徴収します。

現時点では未確定な部分が多く、内容が変更になる可能性もありますので、詳細や具体的な事務手続きについて通知があり次第、改めてお知らせします。



支援室からのお願い



〈 諸手当受給権調査について 〉

各学校で夏季休業中に案内や書類の配付があったかと思います。龍郷町学校事務支援室では、毎年、先生方が受給している諸手当について、受給要件を満たしているか、受給額は適正かといった確認を行っています。

〈 共済組合員証の検認について 〉

共済組合の被扶養者として認定されている方、つまり職員と同じ保険証を使用している方（ただし、扶養手当の支給対象となっている者、高校生以下の者等は除く）について、被扶養者としての資格が満たされているか確認をするものです。主に収入や在学、同居の状況について証明書類を基に確認します。



どうしていくつも調査を行うの？

例えば、要件を満たさない状況になったまま扶養手当を受給したり、資格が喪失した状態にも関わらず被扶養者として保険証を使用したりすると、要件や資格を喪失した時点まで遡って手当額の返納や医療費の返還が必要になります。年度をまたぐと、その金額が数十万円になることも！「まあ大丈夫だろう」「よく分からないから…」と思わずに、先生方でも確認と把握をお願いします。気になることや、家族の就職・離職、所得の増加等があれば、事務職員までお知らせください。



7月24日に3年ぶりとなる『龍郷ふるさと祭』が開催されました。祭りの日午前中には、龍郷町役場前の海で舟こぎ競争大会が行われ、各チームこの日のために練習した成果を思う存分発揮していました。

円集落にある『かがんばなトンネル』には年に2回、夕日とトンネルが重なる『ドラゴンアイ』が見られる期間があります。秋分の日前後の1～2週間が貴重なチャンス！ぜひ見に来てみませんか？

